



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則	所管課(室)名
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	〃

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月22日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

長崎県公安委員会規則第3号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則(平成14年長崎県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 警察本部	第2章 警察本部
第1節 略	第1節 略
第2節 略	第2節 略
第3節 職制	第3節 職制
第1款 略	第1款 略
第2款 附置機関の長等(第50条-第84条)	第2款 附置機関の長等(第50条-第85条)
第3款 参事官等(第85条-第93条)	第3款 参事官等(第86条-第94条)
第4款 次席調査官等(第94条-第98条)	第4款 次席調査官等(第95条-第99条)
第5款 係長その他(第99条-第107条)	第5款 係長その他(第100条-第108条)
第4節 警察学校(第108条-第119条)	第4節 警察学校(第109条-第120条)
第3章 警察署(第120条-第127条)	第3章 警察署(第121条-第128条)
第4章 委任(第128条)	第4章 委任(第129条)
附則	附則
(生活安全部の分課)	(生活安全部の分課)
第5条 生活安全部に次の課を置く。	第5条 生活安全部に次の課を置く。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) <u>生活安全捜査課</u>	(3) <u>生活環境課</u>
(4) 略	(4) 略
2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室及び許可業務指導室を、人身安全・少年課に少年サポートセンターを置く。	2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室を、人身安全・少年課に少年対策室を、生活環境課に許可業務指導室を置く。
(警備部の分課)	(警備部の分課)
第9条 警備部に次の課及び隊を置く。	第9条 警備部に次の課及び隊を置く。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) <u>警衛対策課</u>	

<p>(5) 略</p> <p>2 警備課に警衛警護室、危機管理対策室及び航空隊を、外事課に国際テロ対策室を置く。 (生活安全企画課の事務)</p> <p>第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>許可業務指導室に関すること。</u></p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及びニセ電話詐欺抑止対策の推進並びに子供・女性を対象とする犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関する事務を行う。</p> <p>3 <u>許可業務指導室は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の運用に関する事務（風営法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の運用に関する事務のうち公安委員会の所掌に属するもの（原子炉等規制法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）を行う。</u> (人身安全・少年課の事務)</p> <p>第21条 生活安全部人身安全・少年課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>少年警察運営に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(9) <u>少年サポートセンターに関すること。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 少年サポートセンターは、少年の補導、街頭補導、少年相談、触法少年事件の事実に関する部分以外の調査等を通じて非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動に関する事務を行う。</p> <p>(生活安全捜査課の事務)</p> <p>第23条 生活安全部生活安全捜査課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活安全警察における適正捜査の企画及び指導に関すること。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>2 警備課に警衛警護室、危機管理対策室、航空隊及び国民文化祭準備室を、外事課に国際テロ対策室を置く。 (生活安全企画課の事務)</p> <p>第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>生活安全警察における適正捜査の企画及び指導に関すること。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及び特殊詐欺抑止対策の推進並びに子供・女性を対象とする犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関する事務を行う。</p> <p>(人身安全・少年課の事務)</p> <p>第21条 生活安全部人身安全・少年課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>少年対策室に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2 <u>少年対策室は、少年非行防止に関する調査及び企画、少年の補導、少年をめぐる環境浄化、少年の福祉を害する犯罪の取締り、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護、少年に対する暴力団の影響の排除、街頭補導、少年相談等を通じた非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動その他少年警察運営全般の指導に関する事務を行う。</u> (生活環境課の事務)</p> <p>第23条 生活安全部生活環境課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
---	--

(9) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(10) 少年事件の捜査、調査（触法少年事件の事実に関する部分以外の調査を除く。）及び指導に関すること。

(11) 略

(刑事総務課の事務)

第28条 略

2及び3 略

4 渉外捜査室は、アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員等並びにその他の諸外国（部隊間の協力活動の円滑化に関する条約を日本国との間に締結したものに限る。）の軍隊の構成員等に係る事件捜査及び渉外に関する事務を行う。

(組織犯罪対策課)

第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び取締りに関すること。

(6)～(13) 略

2及び3 略

(科学捜査研究所の事務)

第33条 刑事部科学捜査研究所は、法医、化学、物理及び文書・心理の調査、鑑定及び研究に関する事務を所掌する。

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

2～4 略

(警衛対策課の事務)

第43条の2 警備部警衛対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭

(8) 許可業務指導室に関すること。

(9) 略

2 許可業務指導室は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の運用に関する事務（風営法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の運用に関する事務のうち公安委員会の所掌に属するもの（原子炉等規制法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）を行う。

(刑事総務課の事務)

第28条 略

2及び3 略

4 渉外捜査室は、アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員等に関する事件捜査並びに渉外に関する事務を行う。

(組織犯罪対策課)

第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5)～(12) 略

2及び3 略

(科学捜査研究所の事務)

第33条 刑事部科学捜査研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法医、理化学及び人文科学の調査に関すること。

(2) 法医、理化学及び人文科学の研究に関すること。

(3) 法医、理化学及び人文科学の鑑定に関すること。

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 国民文化祭準備室に関すること。

2～4 略

5 国民文化祭準備室は、第40回国民文化祭に伴う警衛警備に関する事務を行う。

に伴う行幸啓警衛（以下「国民文化祭等警衛」という。）に係る企画及び調整に関すること。

(2) 国民文化祭等警衛に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 国民文化祭等警衛に係る警備諸対策に関すること。

(4) 国民文化祭等警衛に係る交通対策に関すること。

(5) 国民文化祭等警衛に係る部隊の運用に関すること。

（許可業務指導室長）

第64条 許可業務指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、許可業務指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（少年サポートセンター長）

第65条 少年サポートセンターに少年サポートセンター長を置く。

2 少年サポートセンター長は、上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第83条～第117条 略

（係長等）

第118条 略

2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第100条第2項、第102条第2項、第103条第2項及び第105条第2項の規定を適用する。

（階級）

第119条 略

2～5 略

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第107条の規定を適用する。

第120条～第126条 略

（副調査官、係長、主査、主任及び係員）

第127条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第99条第2項、第100条第2項、第102条第2項、第103条第2項、第105条第2項及び第107条の規定を適用する。

（委任）

第128条 略

別表第2（第121条関係）

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課
	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並

（少年対策室長）

第64条 少年対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、少年対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（許可業務指導室長）

第65条 許可業務指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、許可業務指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（国民文化祭準備室長）

第83条 国民文化祭準備室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、国民文化祭準備室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第84条～第118条 略

（係長等）

第119条 略

2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第101条第2項、第103条第2項、第104条第2項及び第106条第2項の規定を適用する。

（階級）

第120条 略

2～5 略

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第108条の規定を適用する。

第121条～第127条 略

（副調査官、係長、主査、主任及び係員）

第128条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第100条第2項、第101条第2項、第103条第2項、第104条第2項、第106条第2項及び第108条の規定を適用する。

（委任）

第129条 略

別表第2（第122条関係）

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課
	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の

		びに生活安全部生活安全企画課、 人身安全・少年課、生活安全捜査 課及びサイバー犯罪対策課の事務 に相当する事務のうち犯罪捜査の 支援に関するもの			事務に相当する事務のうち犯罪捜 査の支援に関するもの
	略			略	
	警備課	警備部公安課、警備課及び警衛対 策課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課及び警備課の事務に 相当する事務
	略			略	
浦上 諫早	略			浦上 諫早	略
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身 安全・少年課、生活安全捜査課及 びサイバー犯罪対策課		生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身 安全・少年課、生活環境課及びサイ バー犯罪対策課
	略			略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、 捜査第二課及び組織犯罪対策課並 びに生活安全部生活安全企画課、 人身安全・少年課、生活安全捜査 課及びサイバー犯罪対策課の事務 に相当する事務のうち犯罪捜査の 支援に関するもの		捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、 捜査第二課及び組織犯罪対策課の 事務に相当する事務のうち犯罪捜 査の支援に関するもの
	略			略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及 び警衛対策課の事務に相当する事 務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課 の事務に相当する事務
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略			大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身 安全・少年課、生活安全捜査課及 びサイバー犯罪対策課の事務に相 当する事務		生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身 安全・少年課、生活環境課及びサイ バー犯罪対策課の事務に相当す る事務
	略			略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及 び警衛対策課の事務に相当する事 務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課 の事務に相当する事務
南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略			西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略
	刑事生活安 全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、 捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑 識課及び科学捜査研究所並びに生 活安全部生活安全企画課、人身安 全・少年課、生活安全捜査課及び サイバー犯罪対策課の事務に相当 する事務		刑事生活安 全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、 捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑 識課及び科学捜査研究所並びに生 活安全部生活安全企画課、人身安 全・少年課、生活環境課及びサイ バー犯罪対策課の事務に相当する 事務
	略			略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及 び警衛対策課の事務に相当する事 務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課 の事務に相当する事務
西海 新上五島 杵岐 対馬北	略			新上五島 杵岐 対馬北	略
	刑事生活安 全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、 捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑 識課及び科学捜査研究所並びに生 活安全部生活安全企画課、人身安 全・少年課、生活安全捜査課及び		刑事生活安 全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、 捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑 識課及び科学捜査研究所並びに生 活安全部生活安全企画課、人身安 全・少年課、生活環境課及びサイ

	サイバー犯罪対策課の事務に相当する事務		バー犯罪対策課の事務に相当する事務
略		略	
警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務	警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務

附 則

この規則は、令和6年3月22日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月22日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

長崎県公安委員会規則第4号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前					
別表					別表					
警察職員配置定員表					警察職員配置定員表					
区 分		警 察 官	一 般 職 員	計	区 分		警 察 官	一 般 職 員	計	
所 属					所 属					
警 察 本 部		933	329	1,262	警 察 本 部		914	326	1,240	
略					略					
小 計		1,047	336	1,383	小 計		1,028	333	1,361	
警察署	長崎警察署	285	16	301	長崎警察署	288	17	305		
	大浦警察署	100	4	104	大浦警察署	101	4	105		
	浦上警察署	185	10	195	浦上警察署	187	10	197		
	時津警察署	108	8	116	時津警察署	109	8	117		
	略					略				
	諫早警察署	172	8	180	諫早警察署	173	8	181		
	雲仙警察署	73	6	79	雲仙警察署	76	6	82		
	島原警察署	67	5	72	島原警察署	68	6	74		
	南島原警察署	58	4	62	南島原警察署	59	4	63		
	大村警察署	120	10	130	大村警察署	121	10	131		
	川棚警察署	50	3	53	川棚警察署	52	3	55		
	早岐警察署	90	6	96	早岐警察署	92	7	99		
	佐世保警察署	212	11	223	佐世保警察署	214	11	225		
	略					略				
	江迎警察署	50	5	55	江迎警察署	51	4	55		
	略					略				
平戸警察署	56	5	61	平戸警察署	55	6	61			
略					略					
対馬北警察署	37	5	42	対馬北警察署	36	5	41			
小 計		2,028	138	2,166	小 計		2,047	141	2,188	

略

略

附 則

この規則は、令和6年3月22日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト